新	旧	備考
第1条(略)	第1条(略)	
(定義) 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。 (1)(略) (2)検査主幹 契約の履行確保のための必要な監督等及び検査執 行職員が行う検査事項のうち別に定める検査事項を担当する課長 (工事事務所長を含む。以下同じ。)をいう。	(定 義) 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。 (1)(略) (2)検査主幹 契約の履行確保のための必要な監督等及び検査執 行職員が行う検査事項のうち別に定める検査事項を担当する課長 (営業所長を含む。以下同じ。)をいう。	
第3条(略)	第3条(略)	
(指定検査員が行う検査) 第4条 新潟市水道局請負工事検査要綱(以下「検査要綱」という。) 第4条第2号で定める指定検査員が行う検査は、次に掲げるとおり とする。 (1)(略) (2)(略) (3) <u>工事事務所等が発注する給水管布設工事単価表</u> を使用する共 用埋設工事 (4)(略)		
(指定検査員の選定方法) 第5条 検査執行職員は、検査要綱第4条第2号の規定による指定検 査員を指定する場合、検査要綱第9条第2項に規定する工事検査依 頼書により、課長に指定検査員の選定を依頼するものとする。 2 (略)	(指定検査員の選定方法) 第5条 検査執行職員は、検査要綱第4条第2号の規定による指定検 査員を指定する場合、検査要綱第9条第2項に規定する工事検査依 頼書により、課長に指定検査員の選定を依頼するものとする。 2(略)	

## 新潟市水道局工事検査の区分基準 新旧対照表

新	旧	備考
3 検査執行職員は指定検査員の選定にあたり、指定検査員の選定を 依頼する課( <u>工事事務所</u> を含む。)と工事担当課( <u>工事事務所</u> を含む。) が重複しないように配慮するものとする。 4(略) 第6条(略)	3 検査執行職員は指定検査員の選定にあたり、指定検査員の選定を 依頼する課(営業所を含む。)と工事担当課(営業所を含む。)が重 複しないように配慮するものとする。 4 (略) 第6条(略)	